

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 青少年に有益な書籍として推奨する件 二六三
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六三
 - 道路の区域を変更する件 二六三
 - 道路の供用を開始する件 二六三
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二六四

告 示

福島県告示第四百七十号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

令和三年六月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
二七三	おしえて！ くもくん	著 サトウミユキ 発行所 株式会社東山書房	推奨対象 幼児、小学生（低学年）及び一般
二七四	わたしはだれ？Who am I？	著 ノーブスミー 発行所 株式会社出版ワークス	推奨対象 小学生（低学年、中学年、高学年）
二七五	ぼくと石の兵士	著 リサ・トンプソン 発行所 株式会社PHP研	推奨対象 小学生（中学年、高学年）及び中学生

二七六	イーブン	著 村上しいこ 発行所 株式会社小学館	究 所 推奨対象 中学生及び高校生
-----	------	------------------------	----------------------

（こども・青少年政策課）

福島県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、飯館村土地改良区から令和三年四月十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月十四日認可した。

令和三年六月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	福島市飯坂町茂庭字鱒 沢一番二地先から 同 市飯坂町茂庭字供 養前三番地先まで	変更前 変更後	七・八 一四・三	二七七・五
		変更後	一〇・四 二〇・〇	二七七・五

（道路計画課）

福島県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字越川字深田一八 一八番一地从先から 同 郡 同 町 大 字 越 川 字 深 田 一 八 六一番一地从先まで	令和三年六月二十二日

(道路計画課)

福島県告示第四百七十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年六月十五日次のとおり指定した。

令和三年六月二十二日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀 雅雄

売りさばき所の名称
及び所在地

高橋 良一 福島市南向台三丁目一五番地一五 令和三年六月一五日から
令和八年三月三十一日まで

ファミリーマート福
島駅西店
福島市三河南町一番
一五号

(出納総務課)